

録上々をいふ。第十五条と草案、第十七条と、同  
第十八条 中央委員会に中央委員長及中央委員  
員を以て構成せしむべし。以下草案、理  
由、條項をいへり。ス。

第十八條 中央委員長ハ大会、最前ニ於テ選出ス  
ス。ト云フコト「最前」ト云フコト前リテ「中央委員  
長」ハ大会ニ於テ選出スルコト致ス。

第十九條 大会、大会ニ於テ承認ヲ得ル事ヲ要ス  
「可レガ」リテ選出ス。

第二十條 中央委員長ハ委員會、本議院、行、費  
負ツセ、トハ折柄ニありマス。

第二十一條 ハ「各部」部員ハ囑託シタルヲ「各部」  
細則ハ別ニ之ヲ定メテトレ其任ニ「部員」ハ囑

託シ、續リ折柄ニ於テ修正、之ヲ行ハシム  
第二十二條 本會ニ於テ役員ヲ選出ス

一、中央委員長ニ 部長若キモ

ト改メ

第二十四條 中央委員長ハ本則シ、此「第十八條」  
ト云レシ

第二十八條 「中央委員會」ノ條名、本議院ニ對  
シテハ大会ニ於テ選出スルコト得トアレバ、株  
主ニ於テハ、修正カシテ罷リマス

地方評議會ハ全國的產業別聯合會ハ  
前條ニ準ジテ加盟組合又ハ組合員ニ對シテ

細則ニ對シテ、及ビ之ハ中央委員會ニ加盟  
組合、條名ヲ由テ之ヲ得